

令和7年度第3号議案

令和7年度第3回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件 名：「江戸川区学校教育情報セキュリティポリシーの改定及び学校教育サイバーセキュリティ基本方針の策定について」

主管課：教育委員会事務局教育推進課

〈添付資料〉

- (1) 諮問書……………p. 1
- (2) 諮問依頼書……………p. 2～p. 3

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会長 村島章惠 殿

江戸川区長 斎藤 猛

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について意見を求める。

記

1 諒問事項

江戸川区学校教育情報セキュリティポリシーの改定及び学校教育サイバーセキュリティ基本方針の策定について

2 諒問理由

江戸川区学校教育情報セキュリティポリシーを改定すること及び学校教育サイバーセキュリティ基本方針を策定することが江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に規定する個人情報保護制度の運営に関する重要事項に該当するため

3 諒問関係資料

別紙諮問依頼書（写）のとおり

4 担当部課

教育委員会事務局教育推進課



25 教推送第 745 号
令和 7 年 10 月 30 日

総務部長殿

教育長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

江戸川区学校教育情報セキュリティポリシーの改定及び学校教育サイバーセキュリティ基本方針の策定について

2 諮問理由

江戸川区学校教育情報セキュリティポリシー（以下「区教育情報セキュリティポリシー」という。）を改定すること及び学校教育サイバーセキュリティ基本方針を策定することが江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に規定する個人情報保護制度の運営に関する重要事項に該当するため

3 実施目的

文部科学省の策定する、各教育委員会等が教育情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行う際の参考となる考え方及び内容について解説した「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（以下「文科省ガイドライン」という。）が、令和 6 年 1 月及び令和 7 年 3 月に改訂された。

また、令和 8 年 4 月 1 日に施行される地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）により「サイバーセキュリティ基本方針」の策定・公表が義務付けられた。

江戸川区教育委員会においても、文科省ガイドラインの改訂内容を踏まえ、区教育情報セキュリティポリシーの改定及び地方自治法の改正内容を踏まえ学校教育サイバーセキュリティ基本方針の策定を行い、更なる情報セキュリティの強化を図ることを目的とする。

4 区教育情報セキュリティポリシーの改定内容

区教育情報セキュリティポリシーは、江戸川区学校教育情報管理安全対策要綱及び江戸川区学校教育情報管理安全対策基準により構成されている。

- (1) 区教育情報セキュリティポリシー改定の概要
主な改定内容は、別添1のとおり。
- (2) 区教育情報セキュリティポリシーの改定箇所
改定箇所は、別添2のとおり。
区教育情報セキュリティポリシーの改定案（見え消し版）は、別添3のとおり。
- 5 学校教育サイバーセキュリティ基本方針
別添4のとおり。
- 6 実施時期（予定）
令和7年11月 情報公開及び個人情報保護審査会への諮問
12月 改定した区教育情報セキュリティポリシー及び学校教育サイバーセキュリティ基本方針の運用開始
- 7 担当部課
教育委員会事務局教育推進課